



NISA 取引ルール

NISA固有の取引ルールについて記載しておりますので、各項目をお読みの上、お取引を行ってください。下記に記載 [Q NISA Q&A](#) のない現物取引に関するルールは[現物取引ルール](#)をご覧ください。

- ▼ 1. NISA口座の開設手続きについて
- ▼ 2. 完全前受制度
- ▼ 3. 取扱銘柄
- ▼ 4. 注文方法
- ▼ 5. 手数料
- ▼ 6. 振替・入出庫
- ▼ 7. 単元未満株式の取扱い
- ▼ 8. 配当金受け取り方法について
- ▼ 9. 取引チャネル
- ▼ 10. その他

1. NISA口座の開設手続きについて

NISA口座開設のお手続きについては[こちら](#)をご覧ください。

2. 完全前受制度

当社では「完全前受制度」を採用しています。新規買付注文の場合は「NISA買付余力」、「NISA買付可能額(非課税枠)」の範囲内で、売却注文の場合はNISA保有株の範囲内でお受けします。

- 新規買付注文受付時にNISA買付可能額の範囲内であっても、注文変更等のタイミングによって約定金額がその年の非課税枠を超過した場合、超過した約定については課税口座(特定口座または一般口座)での約定として取り扱います。また、その場合の手料は現物株式の手料となりますのでご注意ください。

3. 取扱銘柄

東京証券取引所上場銘柄(株式・ETF・REIT・ETNなど)、IPO、PO

投資信託

- ※ 信用・先物オプション、FX等その他の当社取扱商品は、制度上NISA口座の対象外となっております。
- ※ NISA口座での現引・現渡はできません。
- ※ NISA口座で保有されている上場株式等は、信用取引の代用有価証券として使用することはできません。そのため、NISA口座で上場株式等を買付けた場合、受入保証金が買付代金分だけ減少します。
- ※ 投資信託の注文方法については[投資信託取引ルール](#)をご確認ください

4. 注文方法

注文方法は現物取引の取引ルール「3. 注文方法」に準じます。なお、NISA口座内でのご注文をするには以下の条件を指定していただく必要がございます。

口座	「NISA」をご指定ください。
取引区分	「現物」をご指定ください。
取引数量	注文数量を入力してください。 ※ 注文における約定金額が受渡日においてその年の非課税枠を超える注文は発注できません。 ※ 成行注文の場合は、ストップ高で約定した場合の金額を基に仮計算されます。
有効期限	「当日限り」、「週末まで」、「日付指定」のいずれかを選択してください。 「日付指定」の場合、1ヶ月先の応当日までの日付からご指定ください。 ※ 成行注文の場合は、注文タイプ「通常/逆指値」のいずれにおいても「当日限り」のみ選択可能です。

5. 手数料

NISA口座でのお取引につきましては、売買手数料は無料です。

- ※ 但し、コールセンターからのご注文・単元未満株式の売却注文は除きます。現物取引ルール、単元未満株取引ルールをご確認ください。

6. 振替・入出庫

- すでに保有している上場株式等をNISA口座へ振替えることはできません。
- NISA口座から特定口座・一般口座へ振替えることができます。
※ NISA口座から特定口座・一般口座へ振替えた場合、当該上場株式等の取得日は振替日、取得価額は振替日の終値となります。
※ 振替後、再度NISA口座へ振替えることはできません。所定の書面でのお手続きとなりますので、ご希望される場合は、コールセンターまでご連絡ください。
- NISA口座で保有している上場株式等の他社への移管を希望される場合は、一旦当社にて特定口座・一般口座へ振替えた後にお手続きください。

7. 単元未満株式の取扱い

- NISA口座で単元未満株式を売却する場合は、コールセンターでのご注文となります。単元未満株取引ルールをご確認ください。
- NISA口座で単元未満株式を保有している場合、単元株式とするためには、同一の取得年度(受渡日基準)である必要があります。取得年度の異なる単元未満株式を合算して単元株式とすることはできませんので、ご注意ください。

8. 配当金受け取り方法について

- 当社では、NISA口座開設申込時に配当金受け取り方法を「株式数比例配分方式」で登録させていただいております。
※ 上場株式等の配当金を非課税で受け取るためには、配当金受け取り方法を「株式数比例配分方式」で登録する必要があります。
- ※ 特定・一般口座で保有されている全ての上場株式の配当金等についても「株式数比例配分方式」が選択されます。
- 複数の証券会社に口座をお持ちの場合、他の証券会社での配当金受け取り方法も「株式数比例配分方式」となりますので、ご注意ください。(証券会社ごとに異なる受け取り方法は選択できません。)
- 同様に、当社で「株式数比例配分方式」に登録した後に他の証券会社等で配当金受け取り方法を変更した場合も、当社での受け取り方法が変更されます。
※ NISA口座申請中に他の証券会社で配当金受け取り方法を変更した場合、NISA口座開設時の配当金受け取り方法も変更され、NISA口座で買付た上場株式の配当金であっても非課税とはなりませんので、ご注意ください。
- 特別口座(※)が開設されている場合、「株式数比例配分方式」の登録が受けられません。特別口座を閉鎖した後、再度「株式数比例配分方式」への変更手続きが完了するまでは、NISA口座で買付た上場株式の配当金であっても非課税とはなりませんので、ご注意ください。
※ 特別口座とは、株券電子化にともない、保管振替機構に預託されなかった株券の権利を保全するために、発行会社(上場会社)が口座管理機関(信託銀行等)に開設した口座のことです。特別口座では株式の売却ができないため、売却にあたっては、当該株式を証券会社の口座へ振替する必要があります。
- NISA口座で買付けた国内上場外国株式の配当金等は、「株式数比例配分方式」の適用対象外のため、課税対象となりますのでご注意ください。
- 【マイページ】-【登録情報・申請】の「配当金受け取り方法」につきましては、当社以外の証券会社等で変更手続きを行った場合、実際の受け取り方法と表示が異なる場合がございますのでご注意ください。

9. 取引チャネル

PC会員ページ、モバトレ君

- ※ iClick株、株roid、スーパーはっちゅう君、レーザートレード、はっちゅう君は照会のみ(随時対応する予定です。)

10. その他

- その年に使用しなかったNISA口座の非課税枠を翌年に繰り越すことはできません。
- NISA口座で発生した損失は、他の口座で発生した利益と損益通算できません。NISA口座で発生した利益は非課税となり確定申告が不要です。
- NISA口座で保有する株式でライツ・オフアリング(新株予約権無償割当)が実施された場合は、NISA口座で受け入れられます。
- NISA口座の非課税期間は5年間です。非課税期間後は、原則として、特定口座(特定口座未開設の場合は一般口座)に移管します。なお、新しい非課税管理勘定に移管し、NISA口座でさらに5年間保有し続けることも可能です。移管の詳細につきましては、改めてホームページ等によりご通知いたします。
- 当取引ルールに記載の無い事項は、原則として「現物取引ルール」に準ずるものとします。

変更履歴

取引ルールの変更履歴は下記よりご参照ください。

▶ [株式取引ルール](#) [変更履歴](#)

▶ NISAの特長はこちら

まだ当社口座をお持ちでないお客様

今すぐ口座開設

証券取引口座、FX専用口座をお持ちのお客様

ログイン